

文京区障害者・児の日中一時支援事業

令和8年4月より、障害福祉サービス事業所のサービス提供時間後の施設を活用した【日中一時支援】を開始します。

この事業では、障害者の地域生活を支えるため、常時介助が必要な18歳以上の障害者及び中高生世代の障害児の、夕方以降の居場所を確保し、日常生活における見守りを行います。

《利用対象者について》

ご自宅で生活する文京区民のうち以下の要件をともに満たす方が利用できます

A 常時介助が必要であること

【18歳以上の方】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十一条に定める障害支援区分4以上の方

【中・高生（18歳到達後、特別支援学校等卒業までを含みます）】

東京都愛の手帳交付要綱により区分1度、2度、3度の交付を受けた方、または、児童区分3の児童身体障害者福祉法施行規則により肢体不自由1級、2級の交付を受けた方、または、児童区分3の児童

B 介助者・家族が就労していること

就労の状況については、区の申請手続き時に確認があります。

ふる里学舎本郷では、安全上の理由から、中・高校生及び成人の方をお預かりしています。



《実施場所・連絡先》

社会福祉法人 佑啓会 ふる里学舎本郷 住所 本郷2-21-7
電話 03-5803-2333/FAX 03-5803-2340

《受入れ日時》

月曜～金曜（年末年始、祝日を除く） 午後4時～午後7時

《定員》 5名 / 1日

《送迎について》

来所時：日中の通所支援事業又は放課後等デイサービス事業所からの送迎（ご本人・保護者から通所事業所等へご相談ください）、または移動支援（別途支給決定が必要です）が利用できます。

降所時：ふる里学舎本郷による送迎サービス



■利用希望・面談の予約

事前に日時を電話連絡し、ご予約の上、利用者本人と一緒にお願いします。

■利用には受給者証が必要です

ふる里学舎本郷での利用が決まりましたら、サービス利用に係る申請手続きが必要です。障害の種別により障害福祉課の各担当へ、サービスの申請をしてください。利用希望日の1か月～2週間前には申請をしてください。

知的障害の方 文京区障害福祉課知的障害者支援係 電話 03-5803-1214

身体障害の方 文京区障害福祉課身体障害者支援係 電話 03-5803-1219

《問合せ》

社会福祉法人 佑啓会 ふる里学舎本郷 電話 03-5803-2333/FAX 03-5803-2340